

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第9期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	リスクモンスター株式会社
【英訳名】	Riskmonster.com
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅野 健一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番3号
【電話番号】	03 - 5220 - 5461
【事務連絡者氏名】	専務取締役 管理ソリューション部長 藤本 太一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番3号
【電話番号】	03 - 5220 - 5461
【事務連絡者氏名】	専務取締役 管理ソリューション部長 藤本 太一
【縦覧に供する場所】	リスクモンスター株式会社大阪支社 （大阪市中央区今橋二丁目5番8号） リスクモンスター株式会社名古屋営業所 （名古屋市中村区名駅四丁目23番13号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第3四半期 連結累計期間	第9期 第3四半期 連結会計期間	第8期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	1,622,182	552,666	1,884,047
経常利益(千円)	245,796	93,118	170,479
四半期(当期)純利益(損失) (千円)	80,176	32,342	114,114
純資産額(千円)	-	2,840,052	2,819,451
総資産額(千円)	-	3,135,119	3,121,504
1株当たり純資産額(円)	-	70,510.81	67,621.72
1株当たり四半期(当期)純利益 (損失)金額(円)	1,962.81	809.20	2,762.59
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	89.9	89.6
営業活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	373,590	-	191,620
投資活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	233,183	-	389,404
財務活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	55,571	-	5,120
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	1,683,690	1,598,856
従業員数(人)	-	66	70

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第9期第3四半期連結累計(会計)期間については希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第8期については潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	66	(34)
---------	----	------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	53	(13)
---------	----	------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

#### (2) 受注状況

当社グループでは、概ね受注から納品までの期間が短く、受注管理を行う必要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (3) 販売実績

当社グループはインターネットを活用した与信管理ASPサービス及びコンサルティングサービスを提供することを主要事業としております。当第3四半期連結会計期間の販売実績をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

サービス分野別			当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
ASPサービス	与信管理サービス等(注)2	ライト会員向けサービス (千円)(注)3	68,093
		レギュラー会員向けサービス (千円)(注)4	287,167
		与信管理サービス等売上高合計 (千円)	355,261
	ビジネスポータルサイト (グループウェアサービス等)	J-MOTTO会員向けサービス売上 高 (千円)(注)5	121,551
	ASPサービス売上高合計(千円)		476,812
コンサルティング サービス	ポートフォリオサービス及びマーケティングサービス(千円)		26,442
	BPOサービス(千円)(注)6		37,394
	その他(千円)(注)7		12,016
	コンサルティングサービス売上高合計(千円)		75,853
売上高合計(千円)			552,666

(注)1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社が独自に開発したシステム「RM2 Navi System」を利用して、企業信用情報提供会社の有する約190万社の企業情報の信用力を定量化し、インターネット経由で与信情報を提供するサービス
3. 与信意思決定サービス「e-与信ナビ」及び関連サービスを利用できる会員向けサービス
4. 「e-与信ナビ」及び動態管理サービスである「e-管理ファイル」並びに関連サービスを利用できる会員向けサービス
5. 当社連結子会社リスモン・ビジネス・ポータル株式会社が運営する中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO(ジェイモット)」を利用できる会員向けサービス
6. デジタルデータ化サービス等を中心としたビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO)サービス
7. その他には、「金融サービス」等を含む「その他サービス」が含まれております。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における我が国経済は、米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安の拡大、急激な円高の進行、株価の急落、国内の景況感の冷え込み等の影響を受け、設備投資の減少や雇用情勢の悪化等、景気の減速感が一層強まる展開となりました。当社グループを取り巻く経済環境といたしましては、前連結会計年度に引き続き、お客様のサービス選別がますます厳しくなることが考えられます。

こうした状況の下、当社グループは、設立10周年を迎えるこの節目を契機として、規模拡大を維持しつつも利益重視の徹底を行い、さらに強固な経営基盤を確立すべく、平成20年度を初年度とする3ヵ年中期経営計画「To the next 10」を策定し、主要連結数値目標と早期の配当を目標に掲げました。

当社グループは、「顧客を大切に共に繁栄しよう」並びに「プロフェッショナリズムを繁栄の源泉にしよう」を企業理念に置き、次の10年へ向かって、社会的貢献及び企業価値の源泉を十分に理解し、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、当社グループを支える様々な関係者を含んだ当社の本源的な企業価値及び株主共同の利益を継続的に維持・向上させてまいります。

また、当第3四半期連結累計期間は以下のような取り組みを行いました。

- ・与信管理の最新実践マニュアル『リスクはじきに目を覚ます「内部統制」時代の与信管理』出版発売
- ・ホームページのリニューアル
- ・会員企業へのサービスの浸透化と利用促進を促す施策として「リスモン・ゼミナール」及びリスモンサービスの操作説明会の開催
- ・発行済株式総数の3.4%を自己株式として取得
- ・潜在株式の減少を目的としたストックオプションの消滅
- ・業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値向上を図ることを目的とした、従業員に対するストックオプションの付与

以上のような取り組みの結果、景況感が悪化する中で企業の倒産が相次いだこと等が影響し、企業における与信管理機能強化の必要性があらためて認識され、当社グループの主要事業である与信管理サービスの需要が高まったことや、平成19年11月に株式会社ジェービーピー（現「リスモン・ビジネス・ポータル株式会社」）を当社の連結子会社とし、事業承継したビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）が堅調に推移し、当第3四半期連結会計期間の売上高は552,666千円となりました。また、当社グループが対処すべき課題として従来から注力している低コスト構造の維持や採算管理徹底の取り組み等により、営業利益は93,432千円、経常利益は93,118千円となりました。四半期純利益につきましては、投資有価証券評価損を計上したこと等により32,342千円となりました。

サービス分野別の経営成績の進捗は以下のとおりです。

A S Pサービスについて

当第3四半期連結会計期間のA S Pサービスの売上高の合計は476,812千円となりました。

サービス分野別				当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
A S Pサービス	与信管理サービス等(注)2	ライト会員向け サービス(注)3	会員数	1,691	
			会員別売上高 (千円)	68,093	
		レギュラー会員向け サービス(注)4	会員数	1,699	
			会員別売上高 (千円)	287,167	
		会員数合計			3,390
		与信管理サービス等売上高合計(千円)			355,261
	ビジネスポータルサイト (グループウェアサービス等)	J-MOTTO会員向け サービス(注)5	会員数	4,422	
			会員別売上高 (千円)	121,551	
		会員数合計			7,812
	A S Pサービス売上高合計(千円)			476,812	

(注)1.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

- 2.当社が独自に開発したシステム「RM2 Navi System」を利用して、企業信用情報提供会社の有する約190万社の企業情報の信用力を定量化し、インターネット経由で与信情報を提供するサービス
- 3.与信息意思決定サービス「e-与信ナビ」及び関連サービスを利用できる会員向けサービス
- 4.「e-与信ナビ」及び動態管理サービスである「e-管理ファイル」並びに関連サービスを利用できる会員向けサービス
- 5.当社連結子会社リスモン・ビジネス・ポータル株式会社が運営する中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO(ジェイモット)」を利用できる会員向けサービス
- 6.会員数は当社に登録されているID数  
 なお、与信管理サービス等及びビジネスポータルサイト(グループウェアサービス等)に重複登録している会員が一部あります。

ア)与信管理サービス等

与信管理サービス等の売上高の合計は、355,261千円となりました。その内訳としてライト会員向けサービスの売上高が68,093千円、レギュラー会員向けサービスの売上高が287,167千円となりました。景況感が悪化する中で企業の倒産が相次いだこと等が影響し、企業における与信管理機能強化の必要性があらためて認識され、当社グループの主要事業である与信管理サービスの需要が高まり、利用が促進し、サービスの浸透度が向上したことが増収の主な要因です。

イ)ビジネスポータルサイト(グループウェアサービス等)

平成19年11月に株式会社ジェービーピー(現「リスモン・ビジネス・ポータル株式会社」)の株式を取得し子会社化したことに伴い、事業承継した中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO(ジェイモット)」会員向けサービスの売上高が121,551千円と堅調に推移しました。

当第3四半期連結会計期間末の会員数は、7,812会員となりました。

与信管理サービス等については、当第2四半期において、レギュラー会員のうち、サービスが浸透せず月々の利用単価が低い一部の会員をライト会員に組み入れ、ライト会員のうち、月々の利用単価が低く、1年以内に会員契約期間が満了となる見通しの会員を会員数から除外いたしました。

会員数の推移（累計）を示すと、次のとおりであります。

回次			第5期	第6期	第7期	第8期	当第3四半期
決算年月			平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成20年12月
ASP サービス	与信管理サービス等	ライト会員（注）2	1,208	1,826	2,009	1,906	1,691
		レギュラー会員	812	1,091	1,575	1,877	1,699
		会員数合計	2,020	2,917	3,584	3,783	3,390
	ビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）	J-MOTTO会員（注）3	-	-	-	4,196	4,422
	会員数合計		2,020	2,917	3,584	7,979	7,812

（注）1．会員数は当社に登録されているID数

なお、与信管理サービス等及びビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）に重複登録している会員が一部あります。

2．1年以内に会員契約期間が満了となる見込みの短期契約会員437IDは含まれておりません。

3．第8期の会員数は、1年以内に会員契約期間が満了となる短期契約会員を含めておりません。

短期契約会員は第8期末は448会員ありましたが、当第2四半期において契約更新、整理等対応が完了し、該当会員はありません。

#### コンサルティングサービスについて

当第3四半期連結会計期間のコンサルティングサービスの売上高の合計は75,853千円となりました。

サービス分野別		当第3四半期連結会計期間 （自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）
コンサルティング サービス	ポートフォリオサービス及びマーケティングサービス（千円）	26,442
	BPOサービス（千円）（注）2	37,394
	その他（千円）（注）3	12,016
	コンサルティングサービス売上高合計（千円）	75,853

（注）1．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2．デジタルデータ化サービス等を中心としたビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）サービス

3．その他には、「金融サービス」等を含む「その他サービス」が含まれております。

#### ア）ポートフォリオサービス及びマーケティングサービス

ポートフォリオサービス及びマーケティングサービスの売上高は26,442千円となりました。ポートフォリオサービスの売上高は順調に推移したものの、マーケティングサービスの売上高が減少したためであります。

#### イ）BPOサービス

デジタルデータ化サービス等を中心としたBPOサービスの売上高は37,394千円となりました。継続案件が増加したことに伴い、増収となりました。

#### ウ）その他サービス

金融サービス等を含むその他の売上高は12,016千円となりました。大口案件の減少によるものであります。

当第3四半期連結会計期間の収益につきましては、営業利益が93,432千円、経常利益が93,118千円となりました。これは、前連結会計年度から注力している格付精度及びデータ処理能力を向上させるための原価部隊の体制強化、サービスの付加価値をさらに高めるためのシステム増強及び新規サービスの立ち上げ、内部統制の強化のための先行投資等を行った効果と、当社グループが、対処すべき課題として従来より注力している低コスト構造の維持や採算管理徹底の取り組み等により、売上高利益率の大幅な改善を維持していることによるものです。

四半期純利益につきましては、時価が著しく下落し、その回復が認められない投資有価証券について、減損処理による投資有価証券評価損を32,890千円特別損失として計上したものの、結果32,342千円となり、当初の予定を上回るペースで進捗いたしました。

当第3四半期連結会計期間の収益を示すと、次のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	対売上比 (%)
売上高(千円)	552,666	100.0
営業利益(千円)	93,432	16.9
経常利益(千円)	93,118	16.8
四半期純利益(千円)	32,342	5.9

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、3,135,119千円となりました。

流動資産につきましては、現金及び預金が増加したこと等に伴い、2,000,907千円となりました。

固定資産につきましては、のれんの償却とソフトウェアの減損処理によって無形固定資産が減少し、また投資有価証券の減損処理によって投資有価証券が減少したこと等に伴い、1,134,212千円となりました。

流動負債につきましては、増益に伴い未払法人税等が増加したものの、未払金及びその他流動負債が減少したこと等により、295,066千円となりました。

純資産につきましては、自己株式を55,287千円取得したこと等により2,840,052千円となりました。また、自己資本比率は89.9%となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動により161,468千円増加、投資活動により60,711千円減少し、この結果、現金及び現金同等物は100,757千円増加し、当第3四半期連結会計期間末残高は1,683,690千円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動は、増加要因として税金等調整前四半期純利益が58,818千円、減価償却費が65,028千円、投資有価証券評価損が32,890千円、売上債権の減少額が16,990千円、減少要因として法人税等の支払額が29,415千円であったこと等により、営業活動全体として161,468千円増加しました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動は、無形固定資産の取得による支出が49,535千円であったこと等により、投資活動全体として60,711千円減少しました。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

##### ・基本方針の内容

当社は平成12年9月、我が国経済を支える中堅・中小企業を中心とした企業社会の公正な発展と経済活性化に貢献するため、これまで明確な形で存在していなかった審査・与信管理業務のアウトソーシング市場を自ら開拓・確立すべく設立されました。「顧客を大切に共に繁栄しよう」並びに「プロフェッショナリズムを繁栄の源泉にしよう」を企業理念に掲げ、総合商社に蓄積されていた与信管理のノウハウをベースに、企業経営におけるリスク・マネジメントを支援するインターネットを利用した「与信管理アウトソーシングサービス事業」を主力サービスとして、会員企業・取引先に対して、サービスの提供を行っております。

当社の企業理念と社会的貢献をより合理的かつ効率的に実現するために、当社は、平成17年3月大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に株式を上場し、当社経営の透明性向上、所有と経営の権限明確化を推進してまいりました。また、当社の与信管理サービス事業に求められる事業の中立性の強化、社会的認知の拡大の観点から、当社の最高意思決定機関である株主総会の構成員である株主は、公平、公正で中立性を保持できる比較的多数の者で構成されることが望ましいと考えております。当社の財務及び事業活動等の経営に関する業務は、当社株主の総体意思で信任された取締役がこれを執り行っており、迅速な経営の意思決定と機動的な業務執行が求められているとともに、取締役の役割・責任の明確化も図っていくことが必要であります。当社取締役の業務執行については、同じく株主総会で選任された監査役（全員が社外監査役）が監督機関として監査しております。以上により当社経営陣は、一層の緊張感と責任感を持って、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資するべく、日々の経営に当たっていく必要があります。

他方、当社の本源的な企業価値は、業務執行を行う取締役の他、従業員、会員企業、取引先あるいは全国の中堅・中小企業等様々なステークホルダーに支えられて生み出されております。特に当社の基幹業務でありますインターネットを利用した「与信管理アウトソーシングサービス事業」等においては、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために、人財・知財等ソフトインフラ整備への効果的な投資やシステムの安定的な運用環境の確保等が必要であり、財政面から支える健全で強固な財務体質を継続的に維持することが求められております。

従いまして、当社の財務及び事業活動を支配する者は、当社の企業理念、社会的貢献及び企業価値の源泉を十分に理解し、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、当社を支える様々な関係者を含んだ当社の本源的な企業価値及び株主共同の利益を継続的に維持・向上させていくことが必要とされます。

当社は、当社の財務及び事業活動を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上する者として最適であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えます。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われま。従いまして、当社株主の皆様が買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株式の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務及び事業活動を支配する者としては不適切であると考えます。

また、買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要するもの等もあり得ます。当社は、このような買収提案を行う者についても、当社の財務及び事業活動を支配する者として不適切であると考えます。

当社は、以上のような考え方を、当社の財務及び事業活動を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

・ 当社の基本方針の実現に資する取り組み

(1) 企業価値向上等のための施策

中長期的な経営戦略

当社は、「顧客を大切にして共に繁栄しよう」並びに「プロフェッショナリズムを繁栄の源泉にしよう」を企業理念に置き、企業経営におけるリスク・マネジメントを支援するインターネットを活用した「与信管理アウトソーシングサービス事業」等により、会員企業・取引先の満足度を高め、多様化するニーズに対して、「プロフェッショナルな商品及びサービスの提供」を継続的に提供することで、会員企業数は着実に増加し、当社業容は拡大してまいりました。

当社は、今後も継続的な成長を実現するために、複雑化していくリスクに対する先進的かつ斬新なリスク・マネジメント手法の開発に挑戦していきながら、(1) A S Pサービス(注1)の拡充、(2) B P O事業(注2)への取り組み、(3) システム等のインフラ強化、(4) 低コスト構造の維持等の中長期的な経営戦略を具現化することで、我が国経済を支える中堅・中小企業を中心とした企業社会の公正な発展と経済活性化に貢献し、当社の企業価値及び株主共同の利益の一層の向上に努めてまいります。

(注1) 企業情報の信用力を定量化し、インターネット経由で行う与信管理サービス(アプリケーションソフト提供)

(注2) マーケティング業務の効率化支援(ビジネスプロセスを一括受託するコンサルティングサービス)

他方、当社の本源的な企業価値は、業務執行を行う取締役の他、従業員、会員企業、取引先あるいは全国の中堅・中小企業等様々なステークホルダーに支えられて生み出されております。特に当社の基幹業務でありますインターネットを利用した「与信管理アウトソーシングサービス事業」等においては、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために、人財・知財等ソフトインフラ整備への効果的な投資やシステムの安定的な運用環境の確保のため、健全で強固な財務体質の継続的な維持を図ってまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、直接の顧客はもとより株主をはじめとするステークホルダーの方々に対して社会的責任を全うすることを経営上の最大の目標としております。この目標達成の手段としてコーポレート・ガバナンスを捉え、経営の効率性、社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応できる企業統治体制を構築したいと考えております。そこで、より合理的かつ効率的に実現するために、大阪証券取引所「ヘラクレス」に上場し、当社経営の透明性向上、所有と経営の権限明確化を推進し、また、当社の与信管理サービス事業に求められる事業の中立性の強化、社会的認知の拡大の観点から、当社株主が、公平、公正で中立性を保持できる比較的多数の者で構成されるよう株式の流動化・分散化を推進してまいりました。

当社の財務及び事業活動等の経営に関する業務は、当社の最高意思決定機関である株主総会において、当社株主の総体意思で信任された取締役がこれを執り行っております。また、当社取締役会は3名(うち1名が社外取締役)で構成されており、迅速な経営の意思決定と機動的な業務執行が可能な状態にあり、取締役の役割・責任も明確化が図られております。さらに、執行役員制度も導入しております。

当社取締役の業務執行については、同じく株主総会で選任された監査役(全員が社外監査役)が監督機関として監査しており、また、監査役会制度採用会社として株主総会の充実、取締役会や監査役会の一層の機能強化を図るとともに、積極的かつ継続的なディスクロージャー活動、I R活動に取り組んでおります。

以上により現経営陣は、一層の緊張感と責任感を持って、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資するべく、日々の経営に当たっております。

(2) 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（「本規則」継続の目的）

当社が発行者である株券等の大量買付けに関する規則（以下「本規則」という。）の制定・継続

当社は、平成19年5月22日開催の当社取締役会において、上記の基本方針を実現するための取り組みとして、当社との合意がないままに、当社経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的として、当社が発行者である株券等（以下「当社の株券等」という。）の15%以上の大量買付けを行う提案（以下「大量買付け提案」といい、大量買付けまたは大量買付け提案を行う者を「大量買付け者」という。）が行われた場合に、当該大量買付け提案に応じるべきかどうかの最終的な意思決定を行う当社株主の皆様の意思を公正で透明性の高い手続きを通じて適正に反映させるために、本規則を制定いたしました。

大量買付け提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該大量買付け提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を含む。）を提供する必要があるものと考えております。また、他方で、大量買付け提案が行われた際に、その時点における当社取締役が自己の保身を図る等恣意的判断が入ることを防ぐために、当社株主の皆様を確認するための手続きや取締役会による対抗措置が発動される場合の手続き等をあらかじめ明確化しておくことも必要であると考えております。

従って、本規則においては、大量買付け提案が行われた場合に大量買付け者や当社取締役会が遵守すべき手続き、当社株主の皆様を確認するための手続き等について、客観的かつ具体的に定めております。なお、本規則は、有効期間を平成19年6月28日開催の第7回定時株主総会（以下「前定時株主総会」という。）から1年間とし、前定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきましたが、その後も検討を進めた結果、平成20年5月14日開催の取締役会において、所要の修正を行った上で、本規則の延長を決定し、さらに平成20年6月26日開催の第8回定時株主総会においてもご承認をいただいております。

本規則の概要

(イ) 本規則の骨子

本規則は、上記基本方針に立ち、本規則で定めた規定に従って大量買付け提案がなされた場合には、当該買付け提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであるか否かを当社株主の総体意思に図り判断する仕組みとなっております。

本規則は、規則本文、大量買付け提案に際し、大量買付け者及びその関係者が当社に提出する適正な開示情報を明示した「附則1．情報開示を求める事項」、及び必要な場合には対抗措置として発動する、株主の皆様に対する無償割当てが行われる新株予約権の概要を定めた「附則2．新株予約権の概要」から構成されています。規則本文では、規則制定の目的、用語定義の他大量買付けの手続き、適正買付け提案の要件、検討期間の定め、開示情報の使用、株主意思の確認手続き、適正買付け提案の修正または変更、新株予約権の株主無償割当ての実施、適正買付け提案の競合及び本規則の修正、見直し及び廃止等について、公正かつ透明性の高い手続きを明示的かつ具体的に定めております。以下では、本規則の主要な事項について、その概要を説明いたしております。本規則の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス：<http://www.riskmonster.co.jp>）を、ご覧下さい。

(ロ) 本規則の主要な事項

(a) 大量買付け者が遵守すべき手続き

大量買付け者が、当社との合意がないままに、当社経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的として、当社の株券等を議決権割合で15%以上取得する大量買付けを行う場合には、当該大量買付けの実施に先立って、本規則に定める大量買付け提案及び附則1．に定める情報及び資料を当社宛に提出していただきます。

提出された大量買付け提案については、本規則に定める適正買付け提案としての要件を満たしているか否かについて、本規則に定める検討期間内で、当社取締役会が取締役としての責務である善管注意義務及び忠実義務に従って、当社とは独立した外部専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタント、投資銀行、証券会社等を含み、以下「外部専門家」という。）との協議または助言に基づいて誠実かつ慎重に検討いたします。この結果、提出された大量買付け提案が、本規則に定める適正買付け提案としての要件を満たしていると判断した場合には、当該大量買付け提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると認められる場合を除き、本規則に定める手続きに従って新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、当社株主の皆様の意思を確認するための手続きを行います。

また、大量買付け者が、本規則に従わずに大量買付けを行う場合、または本規則に従って大量買付け提案及び附則1. に定める情報及び資料を当社に提出した場合でも、当該大量買付け提案について、当社取締役会が外部専門家との協議または助言に基づいて検討した結果、本規則に定める適正買付け提案の要件を満たさない場合には、当社は、大量買付け者が本規則に従わないことを確認した上で、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

#### (b) 適正買付け提案の要件

大量買付け提案が、本規則に定める適正買付け提案とされるためには、次の（イ）～（ホ）の全ての要件を満たしている必要があります。（イ）当社経営権の取得または会社支配権の変動を目的とする大量買付けであること、（ロ）公開買付けまたは当社の株主が平等に当社の株券等を売却する機会が与えられているその他の方法による大量買付け提案であること、（ハ）大量買付けに先立って本規則に定める適正開示情報及び本規則を遵守する旨の誓約書を当社に提出すること、（ニ）株主意思確認決議がなされるまで、公開買付けの開始またはその他の方法による大量買付けに着手しないこと、（ホ）本規則で明示的に定められた当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する様な濫用目的をもってなされる提案類型でないこと。ここで、濫用目的をもってなされる提案類型とは、いわゆるグリーンメイラーである場合、焦土化経営目的である場合、資産等流用目的である場合、配当・高値売り抜け目的である場合、二段階以上での強圧的な買付け提案である場合や、大量買付け者及びその関係者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、当社または当社株主に回復し難い損害をもたらすものである場合の各類型に該当すると信じるにたる合理的な根拠が認められる場合及び法令または定款に違反しもしくは本規則を遵守しないことが客観的かつ合理的に認められる場合の其々を言います。これらについては、当社取締役会が、外部専門家との協議またはその助言に基づいて、その該当性の合理的根拠等の有無を誠実かつ慎重に検討し判断いたします。

#### (c) 検討期間の定め

大量買付け者から提出された適正開示情報につきましては、当社株主が大量買付け提案に関し、適正かつ十分な情報に基づいて、適切かつ合理的な判断が行えるように、当社が外部専門家との協議または助言を得て、誠実かつ慎重な調査検討を行います。このための検討期間として、当社は適正開示情報を受領した日から3日以内に適正開示情報受領日を公表し、当該日を起算日として、適正買付け提案が全株式を対象とする全額現金（円貨）対価の公開買付けによる場合は60日以内、それ以外の場合は90日以内と明確に定めております。

なお、当社が受領した適正開示情報につきましては、当該大量買付け提案に関連し、当社の企業価値または株主共同の利益を維持し向上させる目的で使用いたします。

#### (d) 株主意思の確認

大量買付け提案が本規則に定める適正買付け提案の要件を満たしていると当社取締役会が判断した場合には、当該買付け提案に対して新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かをその時点の当社株主の皆様に判断していただきます。当社株主の皆様の意思を確認する決議（以下「株主意思確認決議」という。）は、（イ）定時株主総会または臨時株主総会において（ ）新株予約権の無償割当て決議を行う方法もしくは（ ）新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の決議を行う方法、または（ロ）総会においてもしくは郵送により無償割当ての実施の賛否を投票してもらおう方法、の何れかの方法で行います。当社は、株主意思確認決議の結果に従い、当該買付け提案に対し、新株予約権の無償割当てを実施または実施しないことにいたします。

なお、適正買付け提案を検討した結果、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資するものであると当社取締役会が判断した場合には、株主意思確認の手続きは行わず、新株予約権の無償割当てを実施しないことといたします。

(e) 新株予約権の概要

株主意思確認決議または当社取締役会の決議により新株予約権の無償割当ての実施が決定された場合、本規則の附則2. で定める新株予約権（以下「本新株予約権」という。）が当社の全株主（但し、当社は除く。）に対して無償で割当てられます。本新株予約権は、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、保有する当社普通株式1株につき1個の割合で割当てられます。

新株予約権者は、権利行使期間内に当社普通株式1株当たり1円の金銭を払込むことにより権利行使ができますが、大量買付け者及びその関係者等はこの権利を行使することはできません。

本新株予約権には、譲渡制限が付されており、当社株主の皆様（大量買付け者及びその関係者等を含む。）が譲渡をご希望する場合には、当社取締役会の承諾が必要となります。

また、本新株予約権には取得条項が付されており、当社は取得条項に基づいて、（イ）新株予約権無償割当て決議後に大量買付け提案が撤回された場合等に無償で新株予約権を取得する場合や（ロ）大量買付け者及びその関係者等以外の新株予約権者に本新株予約権を取得する対価として当社普通株式を交付する場合があります。

なお、新株予約権証券は発行されません。

(f) 適正買付け提案の競合

大量買付け者及びその関係者等による適正買付け提案（以下「先行提案」という。）がなされ、適正手続きを進めている期間中に、新たな大量買付け者及びその関係者による提案（以下「後行提案」という。）がなされ、後行提案も株主意思確認手続きが行われる場合には、先行提案が検討期間終了前であれば、株主意思確認手続きは後行提案と合わせて実施することがあります。

(g) 本規則の廃止及び変更または修正

本規則は、（イ）株主意思確認決議において、適正買付け提案に関する本新株予約権の無償割当ての実施が否決された後、当該適正買付け提案を行った大量買付け者及びその関係者が当社の株券等を議決権で過半数保有するに至った場合、（ロ）当社取締役会において本規則の廃止を決定した場合、または（ハ）本規則の1年間の有効期間の満了後、有効期間の延長が行われなかった場合に廃止されます。

また、本規則は、大量買付け提案が当社に提出される前にあっては、当社株主全体の利益に重大な影響を及ぼさない限りで、あるいは、大量買付け提案が提出された以降にあっては、本規則中曖昧なあるいは誤解を生ぜしめるような条項若しくは齟齬・瑕疵のある条項を是正するために必要がある場合、若しくは法令の改正等があった場合には、当社取締役会で変更または修正を行う場合があります。

本規則が株主の皆様、投資家の皆様及び大量買付け者に与える影響

(イ) 株主の皆様にご与える影響

本規則が施行されても、本新株予約権の無償割当てが行われたい限り、当社の株主の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

当社取締役会の決議または株主意思確認決議により本新株予約権の無償割当ての実施が決定された場合、割当基準日における株主の皆様は、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、下記（ロ）（c）において記載する本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記（ロ）（d）に記載する手続きにより、大量買付け者とその関係者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きをとった場合、大量買付け者とその関係者等（大量買付け者及びその関係者のために行きしようとしている者、大量買付け者及びその関係者による当社の株券等に対する公開買付けに関して公開買付け応募申込書を提出している者、または公開買付け応募契約を締結している者を含む。）以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなります。その場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

(ロ) 投資家の皆様に与える影響

当社の経営権取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的とした当社の株券等の大量買付けが現れた場合には、当社株価の変動が予想されるとともに、対抗措置として新株予約権の無償割当てが決議された場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化が想定されたり、あるいは新株予約権無償割当て決議後に取得条項により当該新株予約権の無償取得が行われ新株の交付が行われない場合には、想定された当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じない事態等も想定される等、その時々状況により当社株価及び株式1株当たりの価値が変動する可能性がありますので、投資家の皆様は不測の損害を被らない様にご留意ください。なお、割当基準日以降（権利落ち日以降）に当社の株主となった場合には、新株予約権の無償割当ては受けられず、新たに取得した当社株式1株当たりの価値が希釈化される場合も想定されますので、併せてご留意ください。

なお、大量買付け提案に関する検討結果その他投資判断に著しい影響を与えると想定される重要な事項に関して当社が何らかの決定をした場合には、金融商品取引法及び大阪証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等に則り、広く投資家の皆様に遅滞なく適正かつ公平な情報が浸透する様に適時開示情報閲覧サービス（TDネット）や当社ホームページ上での情報開示を行います。

(ハ) 大量買付け者及びその関係者に与える影響

当社の経営権取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的として当社株券等を議決権割合で15%以上取得する大量買付けを行う場合は、本規則を尊重し遵守していただく必要があります。本規則に従わずに大量買付けが行われた等の理由により、当社取締役会決議または株主意思確認決議において対抗措置の発動が決定された場合には、本新株予約権の無償割当てが行われません。当該大量買付け者及びその関係者は、本新株予約権の割当てを受けても本新株予約権の行使は出来ませんので、大量買付け者及びその関係者は当社株式の保有割合が最大1/2程度まで希釈化されることが想定されます。

本新株予約権の割当てに伴い当社株主の皆様が必要とされる手続き

(イ) 所有株式の名義書換手続き

当社は、本規則に従って本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当てに係る割当基準日の2週間前にその旨の公告をいたします。本新株予約権は、割当基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主の皆様に対し割当てられます（但し、新株予約権証券は発行いたしません。）ので、当社株主の皆様は同日までに所有株式について自己の名義への書換手続きを完了しておく必要があります。名義書換手続きが完了いたしておりませんと、本新株予約権の割当てを受けることはできません。なお、株式会社証券保管振替機構（ほふり）へ預託を行っている株券につきましては、名義書換手続きは不要です。

(ロ) 本新株予約権の行使手続き

(a) 当社は、割当基準日における当社の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された当社株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（当社株主の皆様が大量買付け者及びその関係者でないこと、大量買付け者及びその関係者のために行使しようとしているものでないことまたは大量買付け者及びその関係者による当社の株券等に対する公開買付けに関して公開買付け応募申込書を提出していないことや公開買付け応募契約の締結をしていないことについての表明保証条項及び違約金条項等を記載した書式による。）、その他本新株予約権の権利行使に必要な書類（以下「権利行使請求書類」という。）を送付いたします。

(b) 当社は、権利行使請求書類の送付に併せて、金銭払込取扱場所並びに行使請求受付場所をご通知申し上げます。

(c) 大量買付け者及びその関係者等を除く株主の皆様は、権利行使期間内に、金銭払込取扱場所で本新株予約権の行使価額相当の金銭（発行される当社普通株式1株につき1円）の払込み手続きを行っていただき、また権利行使請求書類を行使請求受付場所にご提出いただくことにより、本新株予約権1個につき当社普通株式1株の発行を受けることができます。

(d) 当社取締役会では、大量買付け提案が撤回された場合等に無償で新株予約権を取得する場合や、新株予約権を取得し、対価として当社普通株式を交付する旨の決定をする場合があります。当社普通株式を交付する旨の決定をした場合には、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式を受取ることとなります。なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、大量買付け者及びその関係者でないこと、大量買付け者及びその関係者のために行使しようとしているものでないことまたは大量買付け者及びその関係者による当社の株券等に対する公開買付けに関して公開買付応募申込書を提出していないことや公開買付け応募契約の締結をしていないことについての表明保証条項及び違約金条項等を記載した書式による書面をご提出いただく必要があります。

(e) 上記の他、名義書換の方法、権利行使の方法、払込みの方法等の詳細につきましては、本新株予約権の割当てに関する決議が行われた後、当社株主の皆様に対して情報開示またはご通知申し上げますので、その内容をご確認ください。

#### ・当社の基本方針の実現に資する取り組みに対する取締役会の判断及び判断理由

##### (1) 企業価値向上等のための施策

当社の中長期的な経営戦略は、当社業容を拡大し会員企業を増加させていくことによる当社の持続的成長の実現に必要不可欠であり、これら事業環境を維持するインフラ整備等のための健全で強固な財務体質の継続的維持も経営戦略上重要と考えられます。一方、コーポレート・ガバナンスの強化は、経営の効率性・社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応可能な企業統治体制を構築するために重要であり、また、当社の最高意思決定機関である株主総会で信任された取締役の業務執行体制と同じく株主総会で選任された監査役による監査体制の役割・責任の明確化と両機能の強化も不可欠であります。これらが当社企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを直接の目的とするものであるため、その結果として基本方針の実現に資する施策と考えられます。以上により、当該取り組みは基本方針に沿い、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと認められます。

##### (2) 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みが基本方針に沿うものであることについて

当社の本規則による取り組みは、大量買付け提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるために、当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保しています。具体的には、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該大量買付け提案について慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様が必要かつ十分な判断材料を提供し、また、他方で、大量買付け提案が行われた際に、その時点における当社取締役が自己の保身を図る等恣意的判断が入らないように、当社とは独立した第三者の外部専門家との協議や助言に基づいて誠実かつ慎重に検討する等、当社株主の皆様意思を確認するための手続きや取締役会による対抗措置が発動される場合の手続き等があらかじめ明確化されています。

また本規則の有効期間は、(ア)株主意思確認決議において新株予約権の無償割当ての実施が否決された後、大量買付け者等が当該株券等を議決権で過半数保有するに至った場合、(イ)当社取締役会において本規則の廃止を決定した場合、または、(ウ)本規則の1年間の有効期間満了後、有効期間の延長が行われなかった場合に廃止される等、株主の皆様のご意思が反映されるよう規定されております。

以上により、不適切な者による支配を防止する取り組みが基本方針に沿うものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと認められます。

なお本規則は、関係法令、大阪証券取引所の通達「敵対的買収防衛策の導入に際しての投資者保護上の留意点」(平成17年4月28日)及び規則「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(平成18年4月1日改正)、並びに経済産業省及び法務省が定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(平成17年5月27日)等に沿った内容であり、かつ関連する判例の趣旨を十分反映して制定・継続したものであります。

##### (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

今後の見通しにつきましては、米国サブプライムローン問題の長期化と円高の進行、国内の景況感の冷え込み、原油価格の高騰等の影響を受け、今後も先行き不透明な状況が続くものと予想されます。また、当社グループを取り巻く経済環境は、前連結会計年度に引き続き、お客様のサービス選別がますます厳しくなることが考えられます。

こうした状況下、当社グループは、設立10周年を迎えるこの節目を契機として、規模拡大を維持しつつも利益重視の徹底を行い、さらに強固な経営基盤を確立すべく、平成20年度を初年度とする3ヵ年中期経営計画「To the next 10」を策定し、主要連結数値目標と早期の配当を目標に掲げました。

当社グループは、「顧客を大切に共に繁栄しよう」並びに「プロフェッショナリズムを繁栄の源泉にしよう」を企業理念に置き、次の10年へ向かって、社会的貢献及び企業価値の源泉を十分に理解し、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、当社を支える様々な関係者を含んだ当社の本源的な企業価値及び株主共同の利益を継続的に維持・向上させていきます。

当中期経営計画を具現化するための基本戦略は以下のとおりです。

実効ある内部統制システムの構築と運用

経営力の強化を行い、経営環境、市場環境の変化に適応し、株式市場からの信頼を回復してまいります。

事業分野別の戦略的取り組み

当社グループの事業を3つの事業（与信管理サービス事業、ビジネスポータル事業、BPO事業）に分類し、それぞれの事業分野別に戦略的取り組みを行い、安定的な売上高の成長と収益の獲得を実現いたします。

生産管理と原価管理の強化

グループの生産管理と原価管理の強化を行い、採算性を向上させます。

システム等のインフラの強化

既存のASP共通基盤システムを3つの事業が効率的に運営できるシステムインフラとなるよう増強、拡張し、採算性の向上と安定・安全性を確保いたします。

業務フローの共通化

3つの事業の業務フローの共通化により、低コストオペレーションを実現いたします。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源及び資金の流動性についての分析については、「(3) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	152,316
計	152,316

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	41,383	41,383	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	-
計	41,383	41,383	-	-

(注)「提出日現在発行数」には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成16年6月29日定時株主総会決議

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	350	52
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,050 (注)1、3、8	156 (注)1、3、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	53,334 (注)4、8	53,334 (注)4、8
新株予約権の行使期間	自平成18年7月2日 至平成26年6月29日 (注)2	自平成18年7月2日 至平成26年6月29日 (注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 53,334 資本組入額 26,667 (注)8	発行価格 53,334 資本組入額 26,667 (注)8
新株予約権の行使の条件	(注)5、6	(注)5、6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	(注)7
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権の行使期間は、取締役会による新株予約権の発行決議において、平成16年6月29日定時株主総会で決議された権利行使期間の範囲内で定めております。

3. 当社が新株予約権発行後、株式の分割または併合を行う場合は、新株予約権の目的たる株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

4. 当社が新株予約権発行後、株式の分割または併合を行う場合、行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う時は、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権行使期間内であっても、当社株式が証券取引所へ上場されていない、もしくは、店頭市場に公開されていない場合、新株予約権を行使できないものとする。

権利行使期間別の行使可能株数を以下のとおりとする。

新株予約権の割当てを受けた者は、割当てられた新株予約権を次の各号の期間の区分に従い、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、権利を行使することができる本新株予約権に係る株式数が1株の整数倍でない時には、1株の整数倍に切り上げた数とする。

- 1) 起算日から1年を経過した日までは、権利を割当てられた株式数の3分の1に達するまで権利行使をすることができる。
- 2) 起算日から2年を経過した日までは、権利を割当てられた株式数の3分の2に達するまで権利行使をすることができる。
- 3) 起算日から2年を経過した日の翌日から、平成26年6月29日までは権利を割当てられた株式数のすべてについて権利を行使することができる。

（注1）前項において「起算日」とは、平成18年7月2日もしくは、当社株式が証券取引所へ上場または店頭市場に公開した日の何れか遅い日とする。

（注2）権利付与日以降、未行使の新株予約権の目的たる株式の数の調整が行われた場合は、調整後の株式数により行使可能株数の判定を行う。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

割当てを受けた者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。

新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。

その他権利行使の条件については、定時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

6. 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、または、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書、分割契約書承認の議案（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）並びに株式移転の議案が株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。

8. 平成17年8月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月18日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。  
 平成20年12月26日取締役会決議

	第6回新株予約権
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	176
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,219 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年11月29日 至平成27年11月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 77,783円 資本組入額 38,892円 (注)3、4
新株予約権の行使の条件	(注)5、6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1株とする。ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

また、当社が新株予約権の割当日後、合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他付与株式数について調整を必要と認める場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 行使価額の調整は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「払込金額」を「処分価額」と読み替えるものとする。

新株予約権の割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

3. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。

増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 5. 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者が当社の使用人である場合は、新株予約権行使時においても、当社の使用人であることを要する。ただし、定年による退職その他当社の取締役会で正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、新株予約権の割当を受けた者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

#### 6. 新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の割当を受けた者が前記「新株予約権の行使条件」の規定により新株予約権を行使できなくなった場合は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、完全子会社となる株式交換契約承認の議案または株式移転計画承認の議案につき、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

#### 7. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

#### 8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権の割当を受けた者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の過半数による決定」とする。）による承認を要する。

新株予約権の行使条件

前記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

前記「新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

当社は、平成19年6月28日開催の第7回定時株主総会において、買収防衛策の導入を決議しております。また、平成20年6月26日開催の第8回定時株主総会において、買収防衛策の継続を決議しておりますが、当該買収防衛策に基づく新株予約権は発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年10月1日 ~ 平成20年12月31日	-	41,383	-	1,107,428	-	670,279

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、株式会社ティーケーピーから平成20年10月27日付の大量保有報告書及び平成20年11月27日付の大量保有(変更)報告書の写しの送付があり、平成20年11月19日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、株式会社ティーケーピーの大量保有(変更)報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	株式会社ティーケーピー
住所	東京都中央区日本橋茅場町三丁目7番3号
保有株券等の数	株式 2,728株
株券等保有割合	6.59%

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,414	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,969	39,969	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	41,383	-	-
総株主の議決権	-	39,969	-

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
リスクモンスター株式会社	東京都千代田区 大手町1-2-3	1,414	-	1,414	3.41
計	-	1,414	-	1,414	3.41

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	43,100	49,500	48,700	43,000	41,600	40,900	40,900	56,800	52,500
最低(円)	38,800	42,600	42,200	38,400	37,550	34,000	24,000	40,400	45,500

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所「ヘラクレス」におけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役会長	-	杉山 和彦	平成20年6月30日

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,583,715	1,498,876
受取手形及び売掛金	278,557	259,880
有価証券	99,975	99,979
原材料及び貯蔵品	4,420	5,534
その他	40,727	81,008
貸倒引当金	6,489	6,693
流動資産合計	2,000,907	1,938,586
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	44,737	38,445
減価償却累計額	17,635	14,233
建物及び構築物(純額)	27,101	24,211
工具、器具及び備品	262,767	238,630
減価償却累計額	176,561	161,695
工具、器具及び備品(純額)	86,205	76,935
建設仮勘定	302	3,179
有形固定資産合計	113,609	104,326
無形固定資産		
のれん	55,162	66,194
ソフトウェア	525,308	551,608
その他	22,937	21,476
無形固定資産合計	603,407	639,279
投資その他の資産		
投資有価証券	229,831	283,029
その他	188,638	156,283
貸倒引当金	1,273	-
投資その他の資産合計	417,195	439,312
固定資産合計	1,134,212	1,182,917
資産合計	3,135,119	3,121,504
負債の部		
流動負債		
未払金	144,716	169,279
未払法人税等	62,508	23,620
その他	87,841	109,152
流動負債合計	295,066	302,053
負債合計	295,066	302,053

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,107,428	1,107,428
資本剰余金	1,356,676	1,356,676
利益剰余金	427,464	347,288
自己株式	55,287	-
株主資本合計	2,836,281	2,811,392
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,035	13,002
評価・換算差額等合計	18,035	13,002
少数株主持分	21,806	21,061
純資産合計	2,840,052	2,819,451
負債純資産合計	3,135,119	3,121,504

( 2 ) 【四半期連結損益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

( 単位：千円 )

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	1,622,182
売上原価	632,181
売上総利益	990,001
販売費及び一般管理費	746,016
営業利益	243,984
営業外収益	
受取利息	2,307
受取配当金	1,260
その他	265
営業外収益合計	3,833
営業外費用	
投資事業組合運用損	1,737
自己株式取得費用	284
営業外費用合計	2,021
経常利益	245,796
特別利益	
前期損益修正益	635
投資有価証券売却益	128
特別利益合計	763
特別損失	
固定資産除却損	1,834
投資有価証券評価損	62,908
減損損失	29,758
特別損失合計	94,501
税金等調整前四半期純利益	152,058
法人税、住民税及び事業税	88,955
法人税等調整額	17,818
法人税等合計	71,137
少数株主利益	744
四半期純利益	80,176

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	552,666
売上原価	212,164
売上総利益	340,501
販売費及び一般管理費	247,069
営業利益	93,432
営業外収益	
受取利息	282
その他	13
営業外収益合計	296
営業外費用	
投資事業組合運用損	610
営業外費用合計	610
経常利益	93,118
特別損失	
固定資産除却損	1,408
投資有価証券評価損	32,890
特別損失合計	34,299
税金等調整前四半期純利益	58,818
法人税、住民税及び事業税	34,352
法人税等調整額	8,290
法人税等合計	26,061
少数株主利益	414
四半期純利益	32,342

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間  
 (自平成20年4月1日  
 至平成20年12月31日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	152,058
減価償却費	189,404
減損損失	29,758
のれん償却額	11,032
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,069
受取利息及び受取配当金	3,567
投資事業組合運用損益(は益)	1,737
投資有価証券売却損益(は益)	128
固定資産除却損	1,834
投資有価証券評価損益(は益)	62,908
売上債権の増減額(は増加)	19,950
たな卸資産の増減額(は増加)	1,114
未払金の増減額(は減少)	27,192
その他	18,509
小計	418,586
利息及び配当金の受取額	3,649
法人税等の支払額	48,645
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>373,590</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	37,604
無形固定資産の取得による支出	165,655
投資有価証券の取得による支出	30,136
投資有価証券の売却による収入	10,151
その他	9,938
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>233,183</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
自己株式の取得による支出	55,571
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>55,571</b>
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	84,834
現金及び現金同等物の期首残高	1,598,856
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,683,690

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる損益への影響はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
従業員給与	238,142千円

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
従業員給与	78,186千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	1,583,715千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-
取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券)	99,975千円
現金及び現金同等物	<u>1,683,690千円</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 41,383株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,414株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

当社グループはインターネットを活用した与信管理ASPサービス及びコンサルティングサービスを提供することを主要事業としており、情報サービス事業単一セグメントのため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 58名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 176株
付与日	平成20年12月26日
権利確定条件	権利行使時において当社の従業員の地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
対象勤務期間	平成20年12月26日から平成22年11月28日まで
権利行使期間	平成22年11月29日から平成27年11月26日まで
権利行使価格(円)	51,219
付与日における公正な評価単価(円)	26,564

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 70,510.81円	1株当たり純資産額 67,621.72円

2. 1株当たり四半期純利益金額

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 1,962.81円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 809.20円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期純利益(千円)	80,176	32,342
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	80,176	32,342
期中平均株式数(株)	40,848	39,969
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

リスクモンスター株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鳥居 明 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井 紀彰 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリスクモンスター株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リスクモンスター株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。